

職業安定分科会(第 217 回)	資料 1-2
令和 7 年 11 月 25 日	

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の 安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規 則の一部を改正する省令案概要

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案（概要）

厚生労働省職業安定局雇用開発企画課

1. 改正の趣旨

- 求職者の求職活動の促進とその生活の安定を図るため、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和 41 年法律第 132 号。以下「法」という。）第 18 条第 1 号に掲げる給付金として、所得税の額が一定額を超えない者に対し、就職促進手当を支給している。同手当は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則（昭和 41 年労働省令第 23 号。以下「労推則」という。）第 1 条の 4 の規定に基づき、厚生労働省職業安定局長が定めるところにより算定したその者の所得の金額（配偶者等に所得があるときは、厚生労働省職業安定局長が定めるところにより算定したその配偶者等の所得の金額を加えた金額）に対し、所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）の規定により計算した所得税の額（この所得税の額を計算する場合には、同法第 72 条から第 82 条まで、第 83 条の 2、第 92 条、第 93 条及び第 95 条の規定を適用しないものとする。）が、厚生労働省職業安定局長が定める額を超えない者であること等を支給の対象要件としている。
- 今般、所得税法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 13 号。以下「改正法」という。）の規定による所得税法の一部改正により、同法における税額控除に特定親族特別控除（第 84 条の 2）が加わったことを踏まえ、就職促進手当に係る所得税の額の計算について所要の改正を行う。
- ※ 特定親族特別控除とは、居住者が特定親族（居住者が生計を一にする年齢 19 歳以上 23 歳未満の親族（配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除く。）で合計所得金額が 58 万円超 123 万円以下の人）を有する場合には、その居住者の総所得金額等から、その特定親族 1 人につき、その特定親族の合計所得金額に応じて最高 63 万円を控除する制度。

2. 改正の概要

- 労推則第 1 条の 4 第 1 項第 7 号イ（4）に規定する、就職促進手当の対象要件に係る所得税の額の計算に関し、改正法による改正後の所得税法第 84 条の 2 に規定する特定親族特別控除を適用しない（特定親族特別控除に相当する額については、所得税の額から控除しない。）ものとする。

3. 根拠法令

- 法第 18 条及び第 19 条

4. 施行期日等

- 公 布 日：令和 7 年 11 月下旬（予定）
 - 施行期日：令和 7 年 12 月 1 日
- ※ 改正法附則第 1 条第 1 号に掲げる規定の施行の日と同日。